

「あかつきの会」～認知症家族交流会～

問 長寿課 社会福祉協議会 ☎ 56-0639 ☎ 62-4700

認知症の家族を介護している人同士が集まり気軽に相談し合う場です。介護をする日々のなか、少しでも明るい光が差し込めたら…という意味を込めて今年度からこの会を「あかつきの会」としました。誰かに話したい！悩みや不安をお持ちの人、ぜひ立ち寄ってください。

時 4月27日(金) 13:30～15:30
場 福祉の家 会議室
対 認知症の人を介護している家族
申 事前申込不要

この会に参加するのはとても勇気がいりましたが、本当に来てよかったです。



会の様子

困った事があれば、ここへ来て話すことができ、すっきりして帰っています。

医療制度のお知らせ 問 保険医療課 ☎56-0617 (記事ID 180)



「子ども医療費受給者証」の有効期間が終了していませんか

「子ども医療費受給者証」の有効期間が終了した後、障害者医療、母子・父子家庭医療の受給資格がある場合は、引き続き助成を受けられますので、受給者証の申請手続きをしてください。

●障害者医療

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A,B、精神障害者保健福祉手帳1,2級などをお持ちの人

●母子・父子家庭医療

遺児手当などの対象世帯で、所得制限の範囲内である場合

精神障がいにかかる入院医療費の自己負担額を支給します

精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害の入院治療にかかる医療保険適用分の自己負担額を全額支給します。

【支給申請に必要なもの】

- 医師の診断書（当該精神障がいの治療による入院であること及びその入院期間が明記されているもの）
- 精神病床での入院治療により自己負担した医療費の領収書
- 健康保険証 ●認め印(朱肉を使用するもの)
- 本人名義の通帳
- 加入保険から高額療養費等が支払われる場合は、その支払証明書

後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度ですが、65歳以上で次のような一定の障がいがある人は、申請して認定されると後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 身体障害者手帳1～3級のいずれかに該当する人
- 療育手帳 A 判定の人
- 精神障害者保健福祉手帳1級または2級に該当する人
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障害に該当する人
- 身体障害者手帳4級の下肢障害（1号…両下肢のすべての指を欠くもの、3号…1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの、4号…1下肢の機能の著しい障害）のいずれかに該当する人

健康保険証に変更があったときは届出を

下記の医療費受給者証を使用している人で健康保険証の種類や記号番号などに変更があった場合は、新しい保険証、受給者証を持って届出してください。

- 子ども医療費受給者証
- 障害者医療費受給者証
- 母子・父子家庭医療費受給者証
- 自立支援医療受給者証（精神通院）

ただし、紙の保険証からカード式の保険証になった場合で、記号番号などに変更がない場合は、届け出の必要はありません。

職場の健康保険に入ったら、国民健康保険は使えません! 問 保険医療課 ☎56-0618 (記事ID 9994)

職場の健康保険（またはその扶養）に入っても、すぐには保険証は交付されません。職場の保険証が届くまでの間、手元に国民健康保険（国保）の保険証があっても、それを提示して病院にかかることはできません。

受診の際は、病院の窓口で職場の健康保険に加入したことを伝えてください。すでに、国保の保険証で受診してしまった場合でも、病院での精算ができる場合もありますので、すみやかに病院へ申し出てください。病院での手続きが間に合わなかった場合は、医療費を本市に返還していただきます。

また、職場の健康保険に入ったら、国保の喪失手続きが必要です。職場の保険証のコピーと国民健康保険資格喪失届、国保の保険証を保険医療課へ提出してください。